

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号）新旧対照表（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

目次

第一章
(略)

第二章 堆積行為 に使用される土砂等の土砂基準等（第六条）

第三章 不適正な堆積行為 の禁止等（第七条・第八条）

第四章～第六章 （略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大分県環境基本条例（平成十一年大分県条例第三十二号）第三条に定める基本理念にのつとり、土砂等の堆積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁 を未然に防止するための規制に關し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 堆積行為 埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等の堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料として土砂等の堆積を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られているも

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

目次

第一章 (略)

第二章 たい積行為に使用される土砂等の安全基準等（第六条）

第三章 不適正なたい積行為の禁止等（第七条・第八条）

第四章～第六章 （略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大分県環境基本条例（平成十一年大分県条例第三十二号）第三条に定める基本理念にのつとり、土砂等のたい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するための規制に關し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 たい積行為 埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等のたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料として土砂等のたい積を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られているも

のとして規則で定める行為を除く。）をいう。

（削る）

三 特定事業 土砂等の堆積行為に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の堆積行為が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の堆積行為が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の堆積行為を行つて、土砂等の堆積行為に供する区域の面積（宅地造成等区域においては、当該宅地造成等区域内にある土砂等の堆積行為に供する区域の面積の合計）が三千平方メートル以上であるものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、土砂等の堆積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁（以下「土壤汚染等」という。）の発生を未然に防止するため、土砂等の堆積行為の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等の堆積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して土砂等の堆積行為の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の堆積行為を監視する体制を整備するものとする。

3 県は、市町村が行う土砂等の堆積行為の適正化に関する施策が十分に行われるよう、技術的な助言その他の援助を行うものとする。

（事業者等の責務）

第四条 事業者は、その事業活動において、土砂等の堆積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 土砂等の堆積行為を行う者は、当該堆積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び

のとして規則で定める行為を除く。）をいう。

三 土砂等の崩落等 土砂等の崩落、飛散及び流出をいう。

四 特定事業 土砂等のたい積行為に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等のたい積行為が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等のたい積行為を行つて、土砂等のたい積行為に供する区域の面積（宅地造成等区域においては、当該宅地造成等区域内にある土砂等のたい積行為に供する区域の面積の合計）が三千平方メートル以上であるものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、土砂等のたい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに土砂等の崩落等（以下「土壤汚染等」という。）の発生を未然に防止するため、土砂等のたい積行為の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等のたい積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して土砂等のたい積行為の状況を把握するとともに、不適正な土砂等のたい積行為を監視する体制を整備するものとする。

3 県は、市町村が行う土砂等のたい積行為の適正化に関する施策が十分に行われるよう、技術的な助言その他の援助を行うものとする。

（事業者等の責務）

第四条 事業者は、その事業活動において、土砂等のたい積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 土砂等の堆積行為を行う者は、当該堆積行為による土壤汚染等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び

市町村が実施する土砂等の堆積行為の適正化に関する施策に協力しなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、堆積行為に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、堆積行為により土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬するとのないよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第五条 土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂等の堆積行為を行なう者に対し土地を提供しようとするとときは、当該堆積行為による土壤汚染等の発生のおそれのないことを確認するとともに、県及び市町村が実施する土砂等の堆積行為の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 堆積行為に使用される土砂等の土砂基準等

第六条 知事は、堆積行為に使用される土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「土砂基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、堆積行為に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持される必要な基準（以下「水質基準」という。）を規則で定めるものとする。

3 知事は、土砂基準及び水質基準を定めようとするとときは、あらかじめ、大分県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第三章 不適正な堆積行為の禁止等

(土砂基準に適合しない土砂等の堆積行為の禁止等)

市町村が実施する土砂等のたい積行為の適正化に関する施策に協力しなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、たい積行為に使用される土砂等を運搬しようとするとときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、たい積行為により土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬するとのないよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第五条 土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂等のたい積行為を行なう者に対し土地を提供しようとするとときは、当該たい積行為による土壤汚染等の発生のおそれのないことを確認するとともに、県及び市町村が実施する土砂等のたい積行為の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 たい積行為に使用される土砂等の安全基準等

第六条 知事は、たい積行為に使用される土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「安全基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、たい積行為に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持される必要な基準（以下「水質基準」という。）を規則で定めるものとする。

3 知事は、安全基準及び水質基準を定めようとするとときは、あらかじめ、大分県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第三章 不適正なたい積行為の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等のたい積行為の禁止等)

第七条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して堆積行為を行なわなければならない。

第七条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用してたい積行為を行なわなければならない。

行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して堆積行為を行う者に対し土地を提供してはならない。

2 知事は、堆積行為に土砂基準に適合しない土砂等が使用されないと認めるときは、当該堆積行為を行つた者に対し、当該堆積行為に使用された土砂等の全部又は一部の撤去その他の当該堆積行為による土壤汚染等の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 知事は、土砂等の堆積行為に供する区域内の浸透水が水質基準に適合していないと認めるときは、当該堆積行為を行つた者に対し、当該堆積行為の中止、原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第八条 削除

第八条 土砂等のたい積行為に供する区域内の浸透水が水質基準に適合していないと認めるときは、当該たい積行為を行つた者に対し、当該たい積行為の中止、原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（崩落等の防止措置）

2 知事は、たい積行為に使用された土砂等の崩落等が生じ、又は生ずるおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該たい積行為を行つた者に対し、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第四章 特定事業に関する規制

（特定事業の許可）

第九条 （略）

第四章 特定事業に関する規制

（特定事業の許可）

第九条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合は、この限りでない。

一 （略）

行い、又は安全基準に適合しない土砂等を使用してたい積行為を行う者に対し土地を提供してはならない。

2 知事は、たい積行為に安全基準に適合しない土砂等が使用されないと認めるときは、当該たい積行為を行つた者に対し、当該たい積行為に使用された土砂等の全部又は一部の撤去その他の当該たい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 知事は、土砂等のたい積行為に供する区域内の浸透水が水質基準に適合していないと認めるときは、当該たい積行為を行つた者に対し、当該たい積行為の中止、原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（崩落等の防止措置）

第八条 土砂等のたい積行為を行つた者に対し、生活環境の保全上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

和四十三年法律第七十四号) の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的に堆積し、又は採取跡に埋め戻す事業

三・四 (略)

2 (略)

3 知事は、生活環境の保全 のために必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。

(許可の申請)

第十条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次 に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 特定事業区域の所在地及び面積

三・五 (略)

六 特定事業区域

内の土壤の汚染状態についての検査の結果。ただし、当該特定事業が他の場所への土砂等の搬出を目的とした一時的な事業(以下「一時的堆積事業」という。)である場合において、堆積行為を行う前の土壤と使用される土砂等とを遮断する措置が講じられているときは、これを省略することができる。

七・八 (略)

(削る)

九 (略)

(削る)

和四十三年法律第七十四号) の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的にたい積し、又は採取跡に埋め戻す事業

三・四 (略)

2 (略)

3 知事は、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。

(許可の申請)

第十条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 特定事業区域の位置 及び面積

三・五 (略)

六 特定事業区域及び特定事業の用に供する施設(以下「特定事業場」という。)の区域内の土壤の汚染状態についての検査の結果。ただし、当該特定事業が他の場所への土砂等の搬出を目的とした一時的な事業(以下「一時的たい積事業」という。)である場合において、当該特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壤と使用される土砂等とを遮断するものであるときは、これを省略することができる。

七・八 (略)

(略)

九 特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における当該特定事業場の構造)

十一 特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への

土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

十一 (略)

2 (許可の基準)

第十一条 (略)

イ 第七条第二項若しくは第三項
一 又は第二十三条第二項の規定による命令を受け、必要な措置を
完了していない者

ロート (略)

二 (略)

三 特定事業区域 内の土壤が土砂基準に適合していること。ただし、前条第一項第六号ただし書の場合を除く。

(削る)

二 (略)

三 特定事業場の区域内の土壤が安全基準に適合していること。ただし、前条第一項第六号ただし書の場合を除く。

四 特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的
た積事業にあつては、土砂等の最大た積時における当該特定事
業場の構造)が、特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生の
おそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであるこ
と。

五 特定事業が施行されている間において当該特定事業場の区域内の浸透
水を採取するために必要な措置が講じられていること。

六 特定事業が施行されている間において当該特定事業場の区域外へ
の土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられて
いること。

十二 (略)

2 (許可の基準)

第十一条 知事は、第九条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適
合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第二項若しくは第三項、第十九条第六項、第二十条第四
項又は第二十三条第二項の規定による命令を受け、必要な措置を
完了していない者

ロート (略)

二 (略)

三 特定事業場の区域内の土壤が安全基準に適合していること。ただし、前条第一項第六号ただし書の場合を除く。

(削る)

2 第九条第一項の許可の申請が、法令又は他の条例(以下この項にお

いて「法令等」という。）に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の処分をいう。）を要する行為に係るものであつて、当該法令等により土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定める行為に係るものである場合は、前項第四号及び第六号の規定は、適用しない。

第十二条・第十三条（略）

（土砂等の搬入の届出）

第十四条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面（以下「採取元証明書」という。）及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面（以下「土砂基準適合証明書」という。）を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、土砂基準適合証明書の添付を省略することができる。

一 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であつて、土砂基準に適合していることについて、あらかじめ知事の承認を受けたものであるとき。

二（略）

三 当該土砂等が、県内の一時的堆積事業を行う場所（当該場所において、土砂等がその採取場所ごとに明確に区分されていると知事が認めるものに限る。）から採取された土砂等である場合であつて、当該一時的堆積事業を行う場所への搬入の届出に添付された当該土砂等に係る採取元証明書及び土砂基準適合証明書の写しが添付されているとき。

四（略）

（土砂等管理台帳の作成）

第十二条・第十三条（略）

（土砂等の搬入の届出）

第十四条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面（以下「採取元証明書」という。）及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証する書面（以下「安全基準適合証明書」という。）を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、安全基準適合証明書の添付を省略することができる。

一 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて、あらかじめ知事の承認を受けたものであるとき。

二（略）

三 当該土砂等が、県内の一時的たい積事業を行う場所（当該場所において、土砂等がその採取場所ごとに明確に区分されていると知事が認めるものに限る。）から採取された土砂等である場合であつて、当該一時的たい積事業を行う場所への搬入の届出に添付された当該土砂等に係る採取元証明書及び安全基準適合証明書の写しが添付されているとき。

四（略）

（土砂等管理台帳の作成）

第十五条 第九条第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、知事にその写しを提出しなければならない。ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該許可に係る特定事業が一時的堆積事業に係るものである場合にあっては、当該特定事業区域から搬出された土砂等の一日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳

三 (略)

(水質検査等の報告)

第十六条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施行されている間、規則で定めるところにより、当該特定事業区域内の浸透水の水質の汚濁状態についての検査（以下「水質検査」という。）を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、規則で定めるところにより、当該特定事業区域（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壤の汚染状態についての検査（以下「土壤検査」という。）を行うことによつて、当該水質検査に代えることができる。

2・3 (略)

4 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないこと又は土壤が土砂基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第十七条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務

第十五条 第九条第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、知事にその写しを提出しなければならない。

一 (略)

二 当該許可に係る特定事業が一時的たい積事業に係るものである場合にあっては、当該特定事業区域から搬出された土砂等の一日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳

三 (略)

(水質検査等の報告)

第十六条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施行されている間、規則で定めるところにより、当該特定事業区域内の浸透水の水質の汚濁状態についての検査（以下「水質検査」という。）を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、規則で定めるところにより、当該特定事業区域（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壤の汚染状態についての検査（以下「土壤検査」という。）を行うことによつて、当該水質検査に代えることができる。

2・3 (略)

4 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないこと又は土壤が安全基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第十七条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務

所において、当該特定事業が施行されている間、周辺住民その他の生活環境の保全^上の利害関係を有する者の求めに応じ、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第十八条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又はその周辺の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、現場責任者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と他の場所とを明らかに区別するために必要な標示を行わなければならぬ。

(特定事業の廃止等)

第十九条 (削る)

2 | (略)

3 | 知事は、第一項の規定による廃止の届出があつたときは、速やかに、当該特定事業区域内の土壤の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないかどうかについて調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

4 | (削る)

(略)

所において、当該特定事業が施行されている間、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第十八条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場^上の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、現場責任者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の区域と他の場所とを明らかに区別するために必要な標示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第十九条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止後又は休止中における土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 | (略)

3 | 知事は、第二項の規定による廃止の届出があつたときは、速やかに、当該特定事業区域内の土壤の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないかどうか並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうかについて調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

4 | (略)

(略)

5 | 知事は、第四項の調査により第一項の規定による措置が講じられていないと認めた場合は、必要な措置を執るべきことを命ずることがで

(特定事業の完了)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(削る)

(特定事業の完了)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 知事は、第二項の調査により土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられていないと認めた場合は、当該必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第二十一条 (略)

(譲受け)

第二十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た申請書に、特定事業区域の土地の使用権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特定事業区域の所在地

四 (略)

(許可の取消し等)

第二十三条 (略)

3 第一項の規定による許可の基準については、第十一條第一号の規定を準用する。

4 (略)

(許可の取消し等)

第二十三条 (略)

3 第一項の規定による許可の基準については、第十一條第一項第一号の規定を準用する。

4 (略)

(許可の取消し等)

第二十三条 (略)

3 第一項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

一・六 (略)

七 第二十二条第一項の規定により第九条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十一條第一号イからトまでのいずれかに該当するとき。

七 第二十二条第一項の規定により第九条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十一條第一項第一号イからトまでのいずれかに該当するとき。

(略)

(関係書類の保存)

第二十四条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該特定事業について
第十九条第一項の規定による廃止の届出若しくは第二十条第一項の規
定による完了の届出をした日又は前条第一項の規定による第九条第一
項の許可の取消しの通知を受けた日から三年間、当該特定事業に係る
土砂等管理台帳並びにこの条例の規定により知事に提出した書類及び
図面の写しを保存しなければならない。

第五章 雜則

(立入検査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の
堆積行為を行つた者又は当該土砂等の堆積行為に供するために土
地を提供した者に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等の堆積
行為を行つた者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書
類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供す
るために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができ
る。

2・3 (略)

第二十六条 (略)

(市町村条例との調整)

第二十七条 知事は、市町村の土砂等の堆積行為による土壤汚染等の
発生の未然防止に関する条例の制定により、当該市町村の区域におい
てこの条例の目的を達成することができると認めるときは、この条例
の規定は適用しないものとする。

第二十八条 (略)

第六章 罰則

第二十九条 (略)

(略)

(関係書類の保存)

第二十四条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該特定事業について
第十九条第二項の規定による廃止の届出若しくは第二十条第一項の規
定による完了の届出をした日又は前条第一項の規定による第九条第一
項の許可の取消しの通知を受けた日から三年間、当該特定事業に係る
土砂等管理台帳並びにこの条例の規定により知事に提出した書類及び
図面の写しを保存しなければならない。

第五章 雜則

(立入検査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の
たい積行為を行つた者又は当該土砂等のたい積行為に供するために土
地を提供した者に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等のたい
積行為を行つた者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書
類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供す
るために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができ
る。

2・3 (略)

第二十六条 (略)

(市町村条例との調整)

第二十七条 知事は、市町村の土砂等のたい積行為による土壤汚染等の
発生の未然防止に関する条例の制定により、当該市町村の区域におい
てこの条例の目的を達成することができると認めるときは、この条例
の規定は適用しないものとする。

第二十八条 (略)

第六章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項若しくは第三項
又は第二十三条の規定による命令に違反した者

二 (略)

第三十条 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

一 第十二条第五項、第十三条、第十九条第一項、第二十条第一項又
は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
た者

二 (略)

第三十三条 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金
に処する。

一 第十二条第五項、第十三条、第十九条第二項、第二十条第一項又
は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
た者

二 (略)

第三十四条 (略)

一 第七条第二項若しくは第三項、第十九条第六項、第二十条第四項
又は第二十三条の規定による命令に違反した者

二 (略)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)